

令和7年度「医療の質指標」に係るFAQ

ID	大項目	項目	質問	回答	掲載日 (修正日)
1	提出データの概要	任意入力項目の取扱い	医療の質指標に係る新設項目について、「入力」は任意であるが、機能評価係数Ⅱの評価項目となる」とされているが、データ入力の必要性についてどのように考えればよいのか。	他の任意入力項目と同様、DPC制度の参加の有無にかかわらず、当該項目の入力を行わずデータ提出を行って差し支えない。(提出支援ツールにおいて未入力によるエラーは発生せず、データ提出が可能。) ただし、DPC対象病院においては、当該項目の入力及び当該項目の入力を前提とした公表について、機能評価係数Ⅱの体制評価指数の対象となるため留意されたい。	2025/8/25
2	提出データの概要	データ提出方法	医療の質指標に係る項目について、様式3での提出から様式1での提出に切り替える、または様式1での提出から様式3の提出に切り替えることは可能か。	様式3での提出から様式1での提出に切り替える、または様式1での提出から様式3での提出に切り替えることは可能。 ただし、様式3の調査対象期間中(202504～202505、202506～202509、202510～202512、202601～202603)の様式1と様式3間の切り替えは不可。 例)褥瘡を2025年6月～2025年9月は様式3、2025年10月～は様式1とすることは可。 褥瘡を2025年6月～2025年7月は様式3、2025年8月～は様式1とすることは不可。	2025/8/25
3	提出データの概要	データ提出方法	様式3の補助票の調査対象期間中に病院再編があった場合、どのように集計・入力すればよいのか。	様式3の補助票においては、特定の月にまとめて計上することとなっているため、再編を含む期間の様式3の補助票について以下の例の通りとする。 例1)2025年8月に合併 202509の様式3・補助票において以下を合計した数値を入力 ①2025年6～7月は合併前の病院それぞれの合計値 ②2025年8～9月は合併後の病院の値 例1)2026年5月に分割 202605の様式3・補助票において以下を合計した数値を入力 ①2026年4月は分割前病院のうち分割後病院の対象となる患者の値 (振り分けが不可能な場合は、分割前病院の値) ②2026年5月は分割後病院の数	2025/8/25
4	機能評価係数Ⅱにおける評価	DPCデータの提出	医療の質指標に係るDPCデータの提出は、令和8年度の機能評価係数Ⅱにおいてどのように評価されるのか。	令和6年10月～令和7年9月の提出データにおいて、医療の質指標に係る以下の5項目のデータを入力、提出していた場合に、体制評価指数の医療の質向上に向けた取り組みの項目で評価される。 【様式1】 (1)A001040 患者プロフィール/褥瘡 (2)A004030 栄養情報 ⑨入院後48時間以内の栄養アセスメントの実施 (3)A004040 転倒・転落 (4)A004050 身体的拘束 (5)A007010 手術情報 ⑦予防的抗菌薬投与 ただし、(1)及び(3)については、それぞれ以下のとおり、対応する様式3の入力、提出により代えることができる。 参考:令和6年度診療報酬改定の概要の41ページ https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001221678.pdf#page=41 【様式3(補助票)】※詳細については調査実施説明資料を参照 (1) ・褥瘡(d2(真皮までの損傷)以上の褥瘡)の発生患者数(除外条件に該当する患者を除く) ・入院患者延べ数(除外条件に該当する患者を除く) (除外条件) ・日帰り入院の患者 ・入院時に既に褥瘡が発生している患者 ・前の計測期間で褥瘡が発生し、そのまま継続して入院している患者 (3) ・院内での転倒・転落の発生件数 ・インシデント影響度分類レベル3b 以上の転倒・転落の発生件数 ・入院患者延べ数	2025/8/25
5	機能評価係数Ⅱにおける評価	DPCデータの提出	ID4のFAQについて、(1)及び(3)の項目の入力を様式1において行っていれば、様式3において入力を行わなくても、機能評価係数Ⅱにおいて評価されるのか。	そのとおり。 様式3の補助票が未入力の場合は【アテンション】と記載のあるワーニングエラーが発生する可能性があるが、様式1にて入力されていれば評価の対象となるため対応不要で問題ない。 なお、様式3において入力を行い、様式1において入力を行わない場合についても同様である。 様式1の当該項目が未入力の場合は【アテンション】と記載のあるワーニングエラーが発生する可能性があるが、様式3にて入力されていれば問題ない。	2025/8/25
6	機能評価係数Ⅱにおける評価	DPCデータの提出	医療の質指標に係るDPCデータの提出について、機能評価係数Ⅱにおいて評価されるためには、全ての項目について、入力、提出する必要があるのか。	そのとおり。	2025/8/25
7	機能評価係数Ⅱにおける評価	自院のホームページでの公表	医療の質指標の自院のホームページでの公表は、令和8年度の機能評価係数Ⅱにおいてどのように評価されるのか。	以下の医療の質指標すべてを自院のホームページで公表していた場合に、体制評価指数の医療の質向上に向けた取り組みの項目で評価される。 【項目】 1)リスクレベルが「中」以上の手術を施行した患者の肺血栓塞栓症の予防対策の実施率 2)血液培養2セット実施率 3)広域スペクトル抗菌薬使用時の細菌培養実施率 4)転倒・転落発生率 5)転倒転落によるインシデント影響度分類レベル3b以上の発生率 6)手術開始前1時間以内の予防的抗菌薬投与率 7)d2(真皮までの損傷)以上の褥瘡発生率 8)65歳以上の患者の入院早期の栄養アセスメント実施割合 9)身体的拘束の実施率 参考:令和6年度診療報酬改定の概要の25、26ページ https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001221678.pdf#page=25	2025/8/25
8	機能評価係数Ⅱにおける評価	自院のホームページでの公表	医療の質指標の自院のホームページでの公表について、具体的にどのように集計・公表すればよいのか。	集計方法等の詳細については、「病院情報の公表の集計条件等について」において公表済。 <「病院情報の公表」に関する資料等のリンク先> https://www01.prrism.com/dpc/2025/byeinjocho/byeinjocho.koukai07.html	2025/8/25
9	機能評価係数Ⅱにおける評価	DPCデータの提出	当院はDPC対象病院ではないが、医療の質指標に係る項目の入力が必要か。	DPC対象病院ではない場合、医療の質指標に係る機能評価係数Ⅱによる評価は行われない。 任意調査のため、一律未入力でも問題ない。 なお、令和8年度診療報酬改定においてDPC対象病院になることを希望する場合、令和6年10月以降のデータが令和8年度機能評価係数Ⅱにおいて評価される予定であることに留意すること。	2025/8/25